

改定合意書

防衛省（以下、「甲」という。）及び株式会社日立製作所（以下、「乙」という。）は、次のとおり合意した。

（定義）

第1条 本覚書において原覚書とは、平成30年3月30日付けで甲と乙との間において締結された「防衛省及び株式会社日立製作所所属の[REDACTED]帯を使用する無線設備の運用に関する覚書」をいう。

（改定の合意）

第2条 原覚書第1条を次のように改める。

「第1条（合意事項）」

甲及び乙は、[REDACTED]帯の使用にあたって、甲所属の無線設備が行う通信が、乙所属の無線設備の運用に対して、有害な混信を避ける為の条件に関して、下記の通り確認した。

（1）対象となる無線設備

所有者	名称	住所	東経	北緯	衛星
甲	[REDACTED]				
乙					

（2）運用の条件

[REDACTED]

（3）前項にもかかわらず、甲の運用により乙の運用へ容認し得ない混信が生じた場合あるいは干渉の懸念がある場合には、必要に応じて、乙から甲に通知し、周波数共用の問題について協議を行う。」

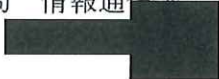
（確認）

第3条 本書は、本書に明記されるものを除き、原覚書の規定を何ら改定するものではない。

—本ページは以下、余白とする。—

本書による合意の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年 6 月25日

甲 東京都新宿区市谷本村町5番1号
防衛省整備計画局 情報通信課
電波監理専門官 

乙 神奈川県横浜市戸塚区吉田町292番地
株式会社日立製作所